

平成 31 年 4 月 1 日 制定
令和 5 年 4 月 1 日 改定

川崎市住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）の定めによるものほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、持続可能な脱炭素社会の構築に向け、創・省・蓄エネ機器等を導入したスマートハウスの普及を進めることで地球温暖化対策を推進するとともに、子育て世帯等で住宅を取得する者を支援するため、創・省・蓄エネ機器等のうち補助対象システム等を導入する者に対して補助金を交付することについて、手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創・省・蓄エネ機器等 別表 1 の左欄に掲げる機器等であって、右欄の仕様・要件を満たすものをいう。
- (2) 補助対象システム等 前号に掲げる創・省・蓄エネ機器等のうち、補助金の交付対象となるシステム等をいう。
- (3) ZEH 等 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下、「ZEH」という。）、ZEH+ 及び ZEH Oriented をいう。
- (4) ZEH 設備等 別表 1 の左欄（8）から（10）の創・省・蓄エネ機器等をいう。
- (5) 個人住宅 一つの建物が 1 住宅である住宅（戸建住宅）、区分登記された二世帯住宅等の各住戸及び次号に定める共同住宅の専有部分をいう。
- (6) 共同住宅 一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下、階段等を共用しているものをいう。
- (7) 新築 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する「新築住宅」のうち注文を受けて建築される住宅をいう。
- (8) 建売 前号に定める新築住宅の建売住宅又は分譲住宅をいう。
- (9) 既築 第 7 号に定める新築及び前号に定める建売以外の住宅をいう。
- (10) 屋根貸し等 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 4 項に定める共用部分及び同第 5 項に定める建物の敷地の一部（以下「共用部分等」という。）を第三者に有償又は無償で貸し付け、第三者自ら電力受給契約を行い、太陽光発電システムの設置を行うものをいう。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる個人住宅の申請区分及び創・省・蓄エネ機器等の組合せは別表 2、既築の共同住宅の共用部分等及び専有部分の創・省・蓄エネ機器等の組合せは別表 3 に定める通りとする。

- 2 補助金の交付対象者は次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 居住している又は居住を予定している市内の個人住宅に対し別表2に定めるとおり創・省・蓄エネ機器等を導入する個人
 - (2) 居住している又は居住を予定している市内の共同住宅の専有部分に対し別表3に定めるとおり創・省・蓄エネ機器等を導入する個人
 - (3) 市内の共同住宅の共用部分等に対し別表3に定めるとおり創・省・蓄エネ機器等を導入する共同住宅の所有者
 - (4) 市内の共同住宅の共用部分等に対し別表3に定めるとおり創・省・蓄エネ機器等を導入する当該共同住宅の管理組合
- 3 補助の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表4に定める未使用品又は未使用設備の補助対象システム等の本体購入に係る費用及び導入工事に係る費用とする。
- 4 第2項第3号の場合において、所有者が個人であるときは、本市に居住していなくてはならない。所有者が法人であるときは、市内に事業所を有する中小規模事業者（川崎市に法人市民税を納付しており、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第10条第3項に規定する中小規模事業者）及び中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれの要件にも該当しない事業者でなくてはならない。
- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- 5 第2項から前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象者は次の各号の要件を備えていなければならぬ。
- (1) 市税の滞納がないこと
 - (2) 創・省・蓄エネ機器等を導入する住宅の所有者と申請者が異なる場合又は共有者がいる場合は全ての所有者又は共有者との間で同意が取れていること
- 6 第2項から前項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第8条の規定に基づき、申請者又は第8条第1項に規定する代行を行う者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 法第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

（補助金額）

第5条 新たに導入する補助対象システム等に係る補助金額については別表4に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けて導入した補助対象システム等の増設等を行う場合の補助金額の上限については別表5に定める。なお、交付対象者は、同一年度内には一度しか第7条第1項に規定する交付申請を行うことができない。

- 3 前各項の規定にかかわらず、補助金額が補助対象経費を上回る場合、交付する補助金額が補助対象経費を上回らないように、市長は補助金額を減額することができる。

(募集)

第6条 市長は、別表6（1）に定める募集期間内に、この要綱に基づく補助を受けようとする者について募集を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、募集期間内に補助金の交付予定総額が予算の範囲を超える場合、予算の範囲を超える日に募集及び第9条第1項に規定する受付を終了する。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、前条第1項に定める募集期間内であって、かつ別表6（2）に定める期限までに、次条第2項に定める書類を提出し、第9条第1項に定める受付を受けなければならない。

- 2 申請者は、次に掲げる書類を添付して、交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書（個人の場合にあっては市民税・県民税（個人）又は非課税証明書、法人の場合にあっては法人市民税の納税証明。なお、第4条第2項第4号の管理組合の場合は不要。交付申請書の提出前3か月以内かつ発行できる最新年度のもの。）又はその写し
- (2) 現況カラー写真（住宅全体及び創・省・蓄エネ機器等の導入場所が確認できるもの、かつ交付申請書の提出前3か月以内のもの）
- (3) 創・省・蓄エネ機器等の導入に係る契約書の写し（工事請負契約書、売買契約書、屋根貸し等に係る共同住宅の共用部分等の賃貸借契約書等。なお、パワーコンディショナメンテナンスに係る申請の場合は、見積書の写しをこれに代えることができる。）
- (4) 同意書（第2号様式 創・省・蓄エネ機器等を導入する住宅の所有者と申請者が異なる場合又は共有者がいる場合）
- (5) 国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの支援事業（以下「国ZEH補助」という。）の交付決定通知書及び交付申請書類の写し又はこれと同等と認められる書類（ZEH設備等に係る申請の場合）
- (6) 第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域であることを証明する書類（ZEH Oriented設備に係る申請の場合）
- (7) 第14条第3項に規定する川崎市ZEH等審査結果通知書（第11号様式）の写し（ZEH設備等に係る申請の場合で、第14条第1項に定める市のZEH等審査を受けた場合）
- (8) ライフサイクルカーボンマイナス住宅（以下「LCCM住宅」という。）を対象とした国が実施する支援事業（以下「国LCCM補助」という。）の採択決定通知書及び提案申請書類の写し又はこれと同等と認められる書類（LCCM住宅に係る申請の場合）
- (9) CASE戸建における「戸建住宅環境計画書（川崎市戸建住宅における環境計画書の届出に関する要綱に定める第1号様式）」受付後の写し（CASE戸建に係る申請の場合及びLCCM住宅に係る申請の場合で、前号に掲げる書類が提出できない場合）
- (10) 法人の履歴事項証明書又はこれに代わり市内に事業所があることを確認できるもの（第4条第2項第3号に係る申請であって、共同住宅の所有者が法人の場合）
- (11) 中小規模事業者に該当することを示す資料（第4条第2項第3号に係る申請であって、共同住宅の所有者が法人の場合）
- (12) 管理組合規約の写し（第4条第2項第4号に係る申請の場合）

- (13) 創・省・蓄エネ機器等の導入に係る決議書又はこれに代わるもの（第4条第2項第4号に係る申請の場合）
 - (14) 住宅の所有を証明する登記事項証明書等（共同住宅の共用部分等に係る申請の場合。）
 - (15) 共同住宅の平面図（共同住宅の共用部分等に係る申請の場合。なお、高効率照明に係る場合は当該箇所を明示。）
 - (16) 共同住宅の専有部分の開口部に別表1（14）に定める開口部断熱を導入する箇所を明示した平面図（共同住宅の専有部分の開口部断熱に係る申請の場合）
 - (17) その他市長が必要と認める書類
- 3 第14条第1項に規定する市のZEH等審査を受けた場合、申請者は前項第3号に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

（事務の代行）

第8条 申請者は、補助金の交付に係る手続事務を第三者に代行させることができる。

- 2 申請者は、前項の手続を代行させる場合、交付申請及び設置完了届については交付申請書（第1号様式）、第14条に規定する市のZEH等審査については川崎市ZEH等審査依頼書（第9号様式）に必要事項を記載し市長に提出しなければならない。

（受付、交付決定及び不交付の決定）

第9条 市長は、受付を先着順に行う。

- 2 市長は、交付申請書（第1号様式）を受付けた後、速やかにその内容を審査し、補助金交付決定の適否を判断し、補助金の支出が適当と認められる場合、適正な受付があった日の順に補助金を交付する者（以下「交付決定者」という。）及び補助金交付額を決定する。
- 3 市長は、別表6（1）に定める募集期間内に補助金交付予定総額が予算の範囲を超える場合は、予算の範囲を超える日に受付した申請者の補助金申請額に応じて予算の範囲内で補助金交付額を算定する。
- 4 市長は、交付を決定したときは所要の条件を付して補助金交付決定通知書（第3号様式）により、また、交付しない旨の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者にその旨を通知する。

（計画変更届の提出）

第10条 申請者は、交付申請書（第1号様式）に記載した事項を変更する場合は、速やかに計画変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。また、計画変更届により申請者、補助対象システム等の追加及び補助対象システム等の導入場所の変更並びに補助金交付決定額の増額はできない。ただし、次の各号に掲げる変更については、完了届を提出する際に届け出ることによりこれに代えることができる。

- (1) 補助金の額が変わらない変更
- (2) その他市長が認める軽微な変更

（中止の承認申請）

第11条 交付決定者は、創・省・蓄エネ機器等が導入された住宅の購入又は創・省・蓄エネ機器等の導入を取り止めるとき、その他当該補助事業に係る手続きを中止するときは、計画中止承認申請書（第6号様式）を市長に速やかに提出しなければならない。

- 2 市長は、計画中止を承認したときは書面等により、申請者にその旨通知する。

(設置完了届の提出)

第12条 交付決定者は、創・省・蓄エネ機器等の一連の設置が完了した日から起算して30日以内又は別表6(1)に定める設置完了届提出期間の終期のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、設置完了届(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し(交付決定者が補助対象システム等の導入費用を負担したことを証する書類)
- (2) 住民票等(交付決定者が創・省・蓄エネ機器等の導入場所に居住していることを証明する書類。設置完了届の提出前3か月以内のもの。ただし、共同住宅の共用部分等に係る申請で交付決定者が法人又は管理組合の場合を除く。交付決定者が単身赴任等により自ら居住することができなくなった場合には、交付決定者(単身赴任先)及び生計を一にする親族(交付決定に係る住宅への居住を証するもの)の提出を要する。)又はその写し
- (3) 現況カラー写真(住宅全体及び創・省・蓄エネ機器等の導入状況が確認できるもの。)
- (4) 電気事業者との接続契約等が確認できる書類の写し(パワーコンディショナメンテナンス及び共同住宅の専有部分の開口部断熱に係る申請の場合を除く。個人住宅に係る申請の場合で、生計を一にする親族が電力受給契約を結ぶ場合は別途交付決定者との関係を証明する書類の提出を要する。)
- (5) 電気事業者との低圧電線路連系契約が確認できる書類の写し(家庭用燃料電池システムに係る申請の場合で、前号に掲げる「電気事業者との接続契約等が確認できる書類の写し」が電気事業者より交付されない場合)
- (6) 出力対比表(太陽光発電システムに係る申請の場合)
- (7) 屋根貸し等に係る電気事業者との接続契約等が確認できる書類の写し(屋根貸し等に係る共同住宅の申請の場合)
- (8) 創・省・蓄エネ機器等の出荷証明書、保証書の写し(別表1に定める(2)及び(6)から(13)を除く、創・省・蓄エネ機器の導入が確認できるもの。)
- (9) 国ZEH補助の交付確定通知書及び実績報告書類の写し又はこれと同等と認められる書類(ZEH設備等に係る申請の場合)
- (10) エネルギー計算対象設備の出荷証明書又は保証書等の写し(ZEH設備等に係る申請の場合で、前号に掲げる書類が提出できない場合)
- (11) 国LCCM補助の交付確定通知書及び交付確定書類の写し又はこれと同等と認められる書類(LCCM住宅設備に係る申請の場合)
- (12) ビーカル・トゥ・ホームシステム(以下「V2H」という。)と連系する電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)の自動車検査証の写し(電気自動車等に係る申請の場合)
- (13) CASE戸建における「戸建住宅工事完了届出書(川崎市戸建住宅における環境計画書の届出に関する要綱に定める第4号様式)」受付後の写し(CASE戸建に係る申請の場合及びLCCM住宅に係る申請の場合で、第11号に掲げる書類が提出できない場合)
- (14) 工事が実施されたことが確認できる書類の写し(パワーコンディショナメンテナンス及び共同住宅の共用部分等の高効率照明、専有部分の開口部断熱に係る申請の場合)
- (15) その他市長が必要と認める書類

(設置完了届の審査、補助金交付額の確定及び補助金の交付)

第13条 市長は、前条の設置完了届(第7号様式)を受けた後、速やかにその内容を審査し、当該年

度中に補助金交付額の確定を行わなければならない。

- 2 補助金交付額が確定したときは、補助金確定通知書（第8号様式）により、交付決定者に対し補助金を交付する額を通知し、補助金を交付するものとする。

(市のZEH等審査)

第14条 ZEH設備等に係る申請を行う場合で、国ZEH補助の交付決定通知及び交付申請書類の写し又はこれと同等と認められる書類が提出できない場合、申請者は、別表6（2）に定める期限までに、次に掲げる書類を添付して、川崎市ZEH等審査依頼書（第9号様式）を市長に提出し、市のZEH等審査結果の通知を受けなければならない。

- (1) ZEH等仕様明細書（第10号様式）
 - (2) 別表1（8）から（10）の左欄に定める創・省・蓄エネ機器等の区分に応じて、右欄の仕様・要件について、住宅の性能を満たしていることを証明する書類
 - (3) 建築図面（配置図、求積図、外皮面積図、平面図兼設備設置図、立面図、矩計図、屋根伏図等）
 - (4) 仕様書（カタログの写し、仕上表、建具表等）
 - (5) ZEH設備等の導入に係る契約書の写し（工事請負契約書、売買契約書等）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、ZEH等審査が終了したときは、川崎市ZEH等審査結果通知書（第11号様式）により、申請者に対し審査結果を通知するものとする。
- 3 申請者は、前項に掲げるZEH等審査結果の通知を受けた後に、第1項の申請内容に変更があった場合、設置完了届（第7号様式）の提出までに、ZEH等仕様等変更届（第12号様式）を提出しなければならない。

(管理)

第15条 補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）は、創・省・蓄エネ機器等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「法定耐用年数」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅において使用しなければならない。

- 2 創・省・蓄エネ機器等を継承する補助金受給者以外の者（以下「継承者」という。）は、補助金の交付に係る権利義務も継承するものとし、継承した創・省・蓄エネ機器等の管理について前項に定める義務を負う。
- 3 屋根貸し等に係る申請による補助金受給者は、太陽光発電システムを設置した第三者に第1項に定める義務を負わせなければならない。

(処分の制限)

第16条 補助金受給者は、法定耐用年数の期間内において創・省・蓄エネ機器等を処分しようとするとき又は天災地変その他交付を受けた者の責に帰することのできない理由により、創・省・蓄エネ機器等が損傷又は滅失したときは、処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金受給者が所有する創・省・蓄エネ機器等に係る相続等により、創・省・蓄エネ機器等の名義変更等を行うときは、継承者は市にその旨報告するものとする。
- 3 市長は、処分を承認したときは書面等により、申請者にその旨通知する。

(交付の決定及び確定の取消並びに補助金の返還)

第17条 市長は、交付決定者、補助金受給者又は継承者が本要綱に違反した場合、第9条第2項の規定による補助金交付決定又は第13条第1項の補助金交付額の確定を取り消すことができる。

2 市長は、補助金受給者又は継承者に対し前項の取消をした場合、補助金の返還を請求する。

3 補助金受給者が、補助対象システム等を処分したときは、市長が必要と認めた場合、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力)

第18条 市長は、補助金受給者に対し、創・省・蓄エネ機器等の使用状況又は市の地球温暖化対策の推進に向けた取組に必要な調査等について協力を求めることができる。

2 補助金受給者は、前項に規定する調査等に協力するよう努めなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱により定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 川崎市住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助金交付要綱（平成30年4月1日 29川環地第880号）（以下、「旧要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 旧要綱により、補助金の交付を受けたものに係る取扱いについては、なお、従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

機器等	仕様・要件
(1) エネルギー管理装置	次の要件を全て満たすこと。 ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 イ 設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。
(2) 太陽光発電システム	次の要件を全て満たすこと。 ア 申請者自ら若しくは申請者と生計を一にする親族が電気事業者と電力受給契約（低電圧配線と逆潮流ありで連系）を結ぶこと。 イ 10 kW未満の太陽光発電システムであること。 ウ ア及びイに係らず、屋根貸し等に係る申請の場合、第三者が電気事業者と電力受給契約を結び、かつ、50 kW未満の太陽光発電システムであること。
(3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	都市ガスやLPGガスから水素を製造し、大気中の酸素との化学反応により、電気と熱のエネルギーを家庭で有効利用するシステムであること。
(4) 定置用リチウムイオン蓄電システム	太陽光発電システムと連系し、電気を充放電できるシステムであること。
(5) V2H	次の要件を全て満たすこと。 ア 電気自動車等と住宅とで分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。 イ 国が平成26年度以降に実施する充電インフラ整備促進に係る補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているものであること。 ウ 太陽光発電システムと連系すること。
(6) 電気自動車	次の要件を全て満たすこと。 ア 4輪以上の車両で自動車検査証における燃料の種類が「電気」と記載されているものであること。 イ V2Hを介した住宅への給電機能及び住宅からの充電機能を備えているものであること。 ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置がV2Hの設置場所と同じであること
(7) プラグインハイブリッド自動車	次の要件を全て満たすこと。 ア 4輪以上の車両で自動車検査証における燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものであること。 イ V2Hを介した住宅への給電機能及び住宅からの充電機能を備えているものであること。 ウ 自動車検査証における使用の本拠の位置がV2Hの設置場所と同じであること。
(8) ZEH設備	次の要件を全て満たすZEHであって、その設備のうち、エネルギー管理装置、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムを除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。 ア 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA)が0.6W/m ² K以下であること。 イ 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率(ηAC)が2.8以下であること。 ウ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。 エ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。 オ 二世帯住宅に該当し、各々の世帯で申請する場合は、当該建物について区分登記がなされていること。
(9) ZEH+設備	(8)の仕様・要件のア、イ、エ、オ及びただし書きに加え、次の全ての要件を満たすものであって、その設備のうち、エネルギー管理装置、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及びV2Hを除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。 ア 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。 イ 次のいずれか2つ以上の要件を満たすものであること。 (ア) (8) ZEH設備のアに定める外皮平均熱貫流率(UA)が0.5W/m ² K以下であること。 (イ) HEMSにより、太陽光発電システム等の発電量等を把握したうえで、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (ウ) 再生可能エネルギー・システムにより発電した電力を電気自動車等に充電を可能とする設備、又は電気自動車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入する

	こと。
(10) ZEH Oriented設備	(8) の仕様・要件のア、イ、ウ、オ及びただし書きの要件を満たし、都市部狭小地（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域であって敷地面積が85m ² 未満である土地）に建築されるものであって、その設備のうち、エネルギー管理装置、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムを除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。
(11) LCCM住宅	エネルギー管理装置、太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム及びV2Hを除く、次の要件をすべて満たす戸建住宅であること。 ア LCCO ₂ を算定し、結果が0以下となるもの。 イ (8) の仕様・要件のア、イ及びウを全て満たし、再生可能エネルギーが導入されること。 ウ 住宅の品質の確保について、CASEE戸建の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「B+」又は同等以上の性能を有するもの。若しくは川崎市戸建住宅における環境計画書の届出に関する要綱（平成27年26川ま建管第3352号）第3条の規定による「戸建住宅環境計画書」の届出において、CASEE戸建の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「B+」となる住宅であること。
(12) パワーコンディショナ メンテナンス	太陽光発電システムの一部であり、太陽光発電パネルの電力を変換できる装置本体を交換、修理等すること。
(13) CASEE戸建	川崎市戸建住宅における環境計画書の届出に関する要綱（平成27年26川ま建管第3352号）第3条の規定による「戸建住宅環境計画書」の届出において、CASEE戸建の環境効率（BEEランク&チャート）の評価結果が「A」以上となる住宅であること。
(14) 開口部断熱	次の要件を全て満たす開口部断熱であること。 ア 開口部の窓、ガラスであって、国が実施する断熱リフォーム支援事業において登録している部材を用いた設備であること。 イ 対象となる居室全ての窓を改修すること。
(15) 高効率照明	LED照明または、無電極放電ランプ等であって、次の要件を全て満たすこと。 ア 配線工事等を伴うものであること。 イ 従来設備の改修であること（既存照明設備が高効率照明の場合を除く。）。

別表2

創・省・蓄エネ機器等	申請区分及び機器等の組合せ			
	パターンA	パターンB	パターンC	パターンD
	新築又は建売	既築	新築、建売又は既築	既築
エネルギー管理装置	●	●	—	—
太陽光発電システム	●	○	●	●※4
家庭用燃料電池システム	○	○	—	○※5
定置用リチウムイオン蓄電システム	○	○	—	○
V2H	○	○	●	○
電気自動車 ※1	△	△	●	△
プラグインハイブリッド自動車 ※1				
ZEH設備 ※2	○	○	—	—
ZEH+設備 ※2				
ZEH Oriented設備 ※2	—	—	—	—
LCCM住宅				
パワーコンディショナ メンテナンス	—	—	—	○※6
CASEE戸建 ※3	△	—	△	—

● 必須システム ○ 選択システム（1つ以上選択） △ 選択システム（任意）

※1 V2Hを導入した場合に限る。

※2 共同住宅の専有部分を除く、個人住宅に限る。

※3 新築又は建売の場合に限る。

※4 既設の場合に限る。補助金交付の対象にはならない。

※5 停電時発電継続機能付きの機種に限る。

※6 同一の発電場所で10年以上継続して使用している場合に限る。補助金の交付は同一機器において一回のみ。

別表3

創・省・蓄エネ機器等	申請区分及び機器等の組合せ	
	共用部分等	専有部分※1
太陽光発電システム	●※4	—
定置用リチウムイオン蓄電システム	△	—
V2H	△	—
電気自動車 ※2	△	—
プラグインハイブリッド自動車 ※2	△	—
開口部断熱※3	—	△※5
高効率照明※3	△	—
パワーコンディショナ メンテナンス	△※6	—

● 必須システム △ 選択システム（任意）

※1 管理組合の規約上、専有部分の開口部が共用部分である場合も含む。

※2 V2Hを導入した場合に限る。

※3 太陽光発電システムと同時に設置する補助システム等を導入する場合に限る。

※4 屋根貸し等により 50kW未満の太陽光発電システムを導入する場合は必須システムを導入したものとして取り扱う。

※5 共用部分等への太陽光発電システムの導入と同時に申請を行う場合に限る。また、当該専有部分に居住している者が申請可能。

※6 同一の発電場所で 10 年以上継続して使用している場合に限る。補助金の交付は同一機器において一回のみ。

別表4

補助対象システム等	補助金額	備考
(1) エネルギー管理装置	10,000円	
(2) 太陽光発電システム	20,000円／kW (上限100,000円) ※別表2パターンDに定める申請の場合は補助金交付の対象にならない。	ア 太陽電池の最大出力の値(キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる)に1kW当たりの単価を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる)又は限度額のいずれか低い方とする。 イ 屋根貸し等による導入の場合を除く。
(3) 家庭用燃料電池システム	30,000円	
(4) 定置用リチウムイオン蓄電システム	10,000円／kWh (上限100,000円)	蓄電池の容量の値(キロワットアワー表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる)に1kWh当たりの単価を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる)又は限度額のいずれか低い方とする。
(5) V2H	50,000円	
(6) 電気自動車	10,000円／kWh (上限100,000円) ただし、(4)を導入する場合は(4)と合わせて上限100,000円	ア V2Hと同時に新規導入する場合に限る。 イ 新規導入する電気自動車等は、新車(初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185)第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けるもの)とする。 ウ 加算分の計算については、電気自動車等に装備されているリチウムイオン蓄電池の容量の値(キロワットアワー表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる)に1kWh当たりの単価を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる)又は限度額のいずれか低い方とする。
(7) ZEH設備	100,000円	
(8) ZEH+設備	130,000円	
(9) ZEH Oriented設備	100,000円	
(10) LCCM住宅	130,000円	
(11) パワーコンディショナメンテナンス	50,000円	補助金の交付は同一機器において1件までとする
(12) CASBEE戸建	50,000円	補助金の交付は同一建物において1件までとする
(13) 開口部断熱	50,000円又は経費の1／10のどちらか低い額	補助金の交付は同一専有部分において1件までとする。1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。1／10の算定に当たっては国・県の補助金を控除する。
(14) 高効率照明	100,000円又は経費の1／10のどちらか低い額	補助金の交付は同一物件において1件までとする。1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。1／10の算定に当たっては国・県の補助金を控除する。

別表5

(1) 別表4(2)に係る太陽光発電システムの増設における補助上限額の計算

ア 個人住宅

過去の補助金交付年度	過去の補助金額(市費分)(a)※	当該年度補助上限額
平成18年度～平成20年度	期間中に受けた補助金額	100,000円-(a)
平成21年度	年度中に受けた補助金額÷2	
平成22年度	導入した太陽光発電システムの最大出力×35,000円	
平成23年度～平成30年度	導入した太陽光発電システムの最大出力×25,000円	

令和元年度～令和2年度	導入した太陽光発電システムの最大出力×23,000円	
令和3年度～	導入した太陽光発電システムの最大出力×20,000円	

※1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。

イ 共同住宅の共用部分等

当該年度補助上限額
100,000円—過去に受けた補助金額

(2) 別表4(4)及び(5)に係る定置用リチウムイオン蓄電システムの増設に係る補助上限額又は定置用リチウムイオン蓄電システムが導入されている住宅にV2Hを導入した場合の加算分の補助上限額の計算

過去の補助金交付年度	過去の補助金額(a)	当該年度補助上限額
平成25年度～平成26年度	50,000円	100,000円—(a)
平成27年度～平成29年度	30,000円	
平成30年度～	蓄電池の容量(kWh)×10,000円 ※ 電気自動車等を導入し、V2Hへ加算した場合を含む。	

別表6

(1) 募集期間及び設置完了届提出期間

募集期間	設置完了届提出期間	
令和5年4月1日～令和6年1月31日	新築既築	創・省・蓄エネ機器等の導入後～令和6年3月15日
	建壳	住宅の引渡後～令和6年3月15日

(2) 申請期限

申請する補助対象システム等	申請期限	
エネルギー管理装置 太陽光発電システム 家庭用燃料電池システム 定置用リチウムイオン蓄電システム V2H 開口部断熱 高効率照明	新築既築	当該機器の設置工事着工前 ※
ZEH設備等	建壳	住宅の引渡し前 ※
LCCM住宅	新築	国ZEH補助又は県ZEH補助の交付決定を受けた後、又は第14条第1項に定める手続を行い第14条第3項に定める審査結果の通知を受けた後から、申請する補助対象システム等の当該機器の設置工事着工前
ZEH設備等における市のZEH等審査	建壳	国ZEH補助又は県ZEH補助の交付決定を受けた後、又は第14条第1項に定める手続を行い第14条第3項に定める審査結果の通知を受けた後から、住宅の引渡し前
	既築	住宅改修工事完了前
パワーコンディショナ メンテナンス	新築	住宅工事着工前
	建壳	住宅の引渡前
	既築	住宅改修工事着工前
CASBEE戸建	新築	当該機器の設置工事着工前
	建壳	住宅の引渡し前

※ 電気自動車等をV2Hと同時に新規導入し、V2Hの補助金額が加算されている場合、V2Hの設置工事着工(建壳の場合は住宅の引渡し)又は電気自動車等の自動車検査証の交付日のいずれか早い方